

第5章 振興計画の推進体制・進行管理

1. 計画の推進体制

将来像の実現のためには、事業者、産業経済団体、市民、市が、それぞれの役割を担い、連携、協働していくことが求められます。

本計画の推進体制を次のとおりとします。

事業者は、自らの創意工夫及び自助努力を基に、経営基盤の安定、人材の育成及び従業員の福利厚生の実現に努めるとともに、周辺の生活環境との調和並びに市民生活の安全・安心の確保の配慮に努めるものとします。

産業経済団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、市等と協働して産業の振興のための施策を実施するよう努め、自らの組織強化を図るとともに、事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとします。

市民は、商工業の振興が地域を活性化し、市民生活の向上に寄与することを理解し、市又は産業経済団体を実施する商工業の振興のための施策への協力に努めるものとします。

また、市民は、自らの消費行動が地域の産業に与える影響及び効果を理解し、日常的な消費活動の利便性を損なうことのないよう、地域の商店街の利用の配慮が必要となります。

市は、市の行なう施策について地域の商工業の活性化という視点を踏まえ、商工業振興に関する施策の実施に当たっては、事業者及び産業経済団体との協働並びに国、千葉県、他の地方公共団体及び研究機関等との連携に努めるものとします。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理は、PLAN（計画・目標）、DO（実施）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改革・改善）のPDCAサイクルを活用して、着実かつ効果的に進めていきます。

